

# 「電子しまぼ」利用規約

## 第1条（総則）

本規約は、東京都が出資する公益財団法人東京観光財団がシステムを運用し、一般社団法人東京諸島観光連盟（東京島めぐり PASSPORT 事務局）がサービスを提供する「電子しまぼ」（以下に定義する。）について規定するもので、利用者（以下に定義する。）が電子しまぼを利用する場合には、本規約が適用されます。

## 第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 1 「事務局」とは、電子しまぼ運営主体である、一般社団法人東京諸島観光連盟（東京島めぐり PASSPORT 事務局）をいいます。
- 2 「しまぼ通貨事務局」とは、電子しまぼ登録後に、利用者がしまぼ通貨購入、利用する際のしまぼ通貨を共同で運営する「公益財団法人東京観光財団」及び「株式会社 J T B」のことをいいます。
- 3 「電子しまぼ」とは、下記サービス提供の総称をいいます。
  - ①加盟店で、スマートフォン等の電子しまぼ画面を提示することにより、割引や特典を受けられるサービス。
  - ②利用者がポイント発行所にて、「電子しまぼ」画面を提示し、電子スタンプによる認証を受けられることにより、ポイントを貯めることができるスタンプラリーサービス。
- 4 「しまぼ通貨」とは、「電子しまぼ」の登録により購入が出来るプレミアム付き宿泊旅行商品券をいいます。
- 5 「利用者」とは、事務局が規定した本規約の内容に承諾のうえ、ポイント発行所及び加盟店で利用する者をいいます。
- 6 「ポイント発行所」とは、電子スタンプによる認証を受けられることによりポイントを取得できる施設をいいます。
- 7 「加盟店」とは、電子しまぼ画面を提示することにより、割引や特典を受けられる施設をいいます。
- 8 「電子スタンプ」とは、ポイント発行所が電子しまぼスタンプラリーの認証を行うために利用するスタンプ形状の電子機器をいいます。
- 9 「電子しまぼスタンプラリー」とは、利用者が「電子しまぼ」画面をポイント発行所に提示し、電子スタンプによる認証を受けられることによりポイントを貯めることができるサービスをいいます。
- 10 「公式サイト」とは、電子しまぼの広報・案内の窓口となるウェブサイトのことをいいます。

## 第3条（電子しまぼの登録）

- 1 電子しまぼの登録を希望する方（以下、「登録希望者」という）は、本規約の内容を

確認し、承諾した方のみ登録することができるものとします。

- 2 電子しまぼは、事務局が運営する公式サイト上のみで登録することができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他運営管理上やむを得ない事由により、電子しまぼが発行できないことがあるものとします。
- 3 登録希望者は、通信可能なスマートフォン、パソコン等を保有していることを条件とします。ただし、海外SIMを利用したスマートフォンは使用できません。
- 4 登録希望者は、電話番号保有者とし、登録にあたっては正確に情報を提供するものとします。
- 5 事務局は、登録手続きの完了にあたり登録者へ登録番号（ID）を付与するものとします。

#### 第4条（電子しまぼの利用方法）

- 1 利用者は、電子しまぼのスタンプラリー画面を大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島のポイント発行所に提示し、電子スタンプによるポイント加算を受けるものとします。
- 2 利用者は、電子しまぼ画面を加盟店に提示し、加盟店が定めた特典サービスを受けることができるものとします。ただし、しまぼ通貨の利用との併用はできません。
- 3 何らかの事由により、電子しまぼ画面及びスタンプラリー画面を提示できない場合は、特典サービスの提供やポイント加算ができないものとします。

#### 第5条（電子しまぼの管理等）

- 1 利用者は電子しまぼを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならないものとします。
- 2 利用者は電子しまぼを紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、事務局は一切の責任を負わないものとします。

#### 第6条（利用者の順守事項）

- 1 利用者は電子しまぼを第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けることはできません。
- 2 利用者は、違法、不正利用または公序良俗に反する目的で電子しまぼを利用しないものとします。
- 3 利用者は、前項を遵守しない行為により、電子しまぼ発行者もしくは加盟店等へ損害を与えた場合は、当該損害額について一切の責任を負い該当者へ返還するものとします。
- 4 利用者が、遵守事項を守らないことによる損害に対して事務局は、一切の責任を負わないものとします。

#### 第7条（加盟店との紛争）

利用者は、加盟店から提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者が加盟店との間で解決するものとし、事務局はその一切の責任を負わないものとします。

## 第8条（電子しまぼの有効期限）

電子しまぼの有効期限は、2021年3月31日までとします。

## 第9条（個人情報等の収集及び利用）

事務局は、電子しまぼの利用者の情報を収集します。情報の収集・利用・管理共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

1 個人情報とは、電子しまぼ登録において提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

2 個人情報の共同利用

事務局は、以下のとおり、個人情報を共同利用します。

(1) 共同利用することのある項目

①氏名・電話番号・Eメールアドレス・郵便番号・性別・電子しまぼスタンプラリーの利用場所、利用日・しまぼ通貨の利用場所、利用日、利用金額・住所・ご要望等、特定の個人を識別できる事項。

②お問い合わせに関する事項。

③サービス提供に関する事項。

(2) 共同利用する者の範囲

①事務局（一般社団法人東京諸島観光連盟）

②しまぼ通貨事務局（公益財団法人東京観光財団及び株式会社JTB）

③東京都

(3) 共同利用の目的

事務局の利用目的は、以下の①③④⑤⑥の目的とし、しまぼ通貨事務局の利用目的は、以下の②③④⑤⑥、東京都の目的は①②③⑤⑥とします。

①電子しまぼの運営及びサービス提供

②しまぼ通貨の運営及びサービス提供

③サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析

④電子メール等の通知手段による情報発信

⑤利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応

⑥その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

(4) 個人情報の管理について責任を有する者

事務局

3 個人情報の預託

事務局は、本規約に基づく業務を第三者に委託する場合、当該業務委託先に個人情報を預託します。

#### 4 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外の者への提供は、法令又は条例で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

#### 5 個人情報の管理

収集した個人情報については、事務局が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

### 第10条（利用停止または中止）

1 事務局または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、電子しまぼの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、電子しまぼの全部または一部を利用することができません。

- (1) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、電子スタンプの故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
- (2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。
- (3) 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。
- (4) 電子しまぼを違法もしくは不正に入手・利用した場合、または入手・利用するおそれがある場合。
- (5) 電子しまぼの利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。
- (6) 電子しまぼ登録申込に虚偽が発覚した場合。

2 前項に基づき電子しまぼの全部または一部が停止または中止されたことにより生じた利用者の損害について、両事務局は一切の責任を負わないものとします。

### 第11条（反社会的勢力の排除）

1 利用者は、自らが暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難

されるべき関係を有すること。

- 2 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 両事務局は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用資格を取り消すことができます。なお、両事務局は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。
- 4 前項の場合、当該利用者の保有する電子しまぼは失効するものとします。

#### **第12条（電子しまぼの終了）**

事務局は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、電子しまぼを全面的に終了することがあります。この場合、所定の公式サイトに掲示する等の方法により利用者に周知するものとします。

#### **第13条（規約の変更）**

- 1 事務局は利用者の了解を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合に本サービスの利用条件は変更後の「電子しまぼ利用規約」に順ずるものとします。
- 2 変更後の規約は、事務局が別途定める場合を除き、公式サイト上に表示した時点より、効力が生じるものとします。

#### **第14条（合意管轄裁判所）**

利用者は、電子しまぼに関して事務局との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第15条（有効期間）**

本規約の有効期間は2021年3月31日までとする。

#### **第16条（準拠法）**

本規約に関しては、全て日本法が適用されるものとします。